

令和 8 年 7 月 1 日

保護者 各位

桐 陽 高 等 学 校  
校 長 飯 田 瑞 穂

## 警報発令時における自宅待機判断基準の変更について

平素より、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、令和 8 年 5 月下旬から、気象庁が発表する防災気象情報の運用が変更されました。これに伴い、本校では、生徒の安全確保を最優先とする観点から、登校前の自宅待機判断基準を下記のとおり変更いたします。

つきましては、保護者の皆様におかれましては、趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 登校前の判断

午前 6 時の時点で、生徒の居住地、通学経路上の地域又は学校所在地である沼津市のいずれかに、次の警報が発令されている場合は、自宅待機とします。

- ・ 暴風警報
- ・ 大雨警報（警戒レベル 4 以上）

その後、午前 11 時までに学校所在地である沼津市の警報が解除された場合は、午後 1 時までに登校し、午後の授業を実施します。ただし、生徒の居住地又は通学経路上の地域に引き続き警報が発令されている場合は、安全を最優先とし、自宅待機とします。

なお、午前 11 時の時点においても学校所在地である沼津市の警報が解除されていない場合は、当日は臨時休校とします。

#### 2 登校時の判断

暴風警報又は大雨警報（警戒レベル 4 以上）が発令されていない場合であっても、気象状況、道路状況、公共交通機関の運行状況その他の事情により安全な登校が困難であると判断される場合は、学校へ連絡の上、自宅待機としてください。

#### 3 その他

荒天時には、最新の気象情報を確認し、安全を最優先として行動してください。  
なお、本判断基準は本校ホームページにも掲載しておりますので、併せて御確認ください。

以 上

# 警報発令時における自宅待機判断基準フローチャート

午前6時

居住地・通学経路・沼津市のいずれかに  
暴風警報又は大雨警報（警戒レベル4以上）が発令

【いいえ】



【はい】



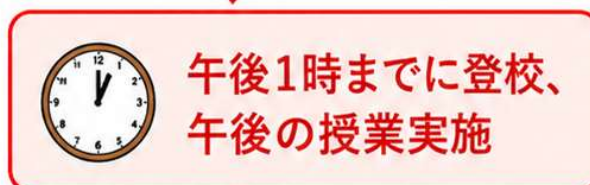
【はい】の場合

午前11時までに沼津市の警報解除

いいえ



はい



【はい】の場合

居住地・通学経路に警報が残っている

はい



いいえ

